

海田町ネーミングライツ・パートナー募集要項【随時募集】

海田町では、町が所有する公共施設等に愛称を付することができる権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を取得する民間事業者等（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）を募集します。

1. 概要

(1) 目的

- ア. 安定的な自主財源確保による持続可能な施設運営と住民サービスの向上
- イ. 民間事業者等の地域づくりへの参加・貢献機会及び広告機会の提供

(2) 収入の使途

ネーミングライツの導入により町が対価として得たネーミングライツ料は、当該施設等の維持管理費用や運営費用のほか、関連施策・事業推進のための費用に充てます。

(3) その他

本募集は海田町ネーミングライツ事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき実施します。

2. 対象施設

別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」及び「ネーミングライツ対象施設個票」を参照してください。

3. 基本的な条件

(1) 応募資格

応募資格者は法人又は法人により構成された組織等とし、実施要綱第6条に規定する各号に該当しないものとします。

(2) 愛称

- ア. 条例に規定する施設の正式名称は変更せず、愛称として、企業名、商品名等を付けることができます。
- イ. 実施要綱第9条に規定する各号に該当するものは愛称とすることができません。
- ウ. 付与期間中の愛称の変更はできません。

(3) 付与期間

原則として、３年以上の期間で応募してください。

(4) ネーミングライツ料及び愛称の特別条件

別紙「ネーミングライツ対象施設一覧」及び「ネーミングライツ対象施設個票」を参照してください。

4. その他の共通条件

(1) 施設等表示の変更

ア. ネーミングライツ・パートナーは、施設等管理者との協議の上、施設等表示の変更ができます。

イ. ネーミングライツ・パートナーは、町に対して新たな愛称表示のための看板等の設置を提案することができます。

ウ. 施設等表示の変更及び維持管理に係る費用は、原則として、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツ・パートナーの負担とします。

エ. 敷地内の看板や案内板等の施設等表示の変更について、デザインや施工日時等は施設所管課との協議が必要です。また、敷地外の道路標識等、町の権限では変更が認められないものは対象外です。

オ. 新規の愛称表示看板又は案内板の設置を行いたい場合、施設所管課において支障がないと認める範囲に限り設置できることとします。ただし、単なる広告看板は設置できません。なお、新たな看板等の設置に施設の敷地を使用する場合には、別途、行政財産の使用許可及び使用料が必要になる場合があります。

カ. 施設等表示の変更等に起因する事故等で第三者へ損害を与えた場合、その賠償責任はネーミングライツ・パートナーが負うものとします。

(2) その他

ア. 町は、愛称の使用に努めますが、利用者の混乱を避けるため、必要に応じて条例上の正式名称を併用することがあります。

イ. ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

ウ. ネーミングライツの協定期間中においても、条例改正等により、対象施設の使用料改定や無料施設の有料化等が行われることがあります。

エ. 協定締結後に町が作成するパンフレットや封筒等の印刷物、ホームページにおけ

る施設等表示の変更費用は、町が負担しますが、既に印刷済みのものは原則としてそのまま使用し、移行時期等は別途協議します。

5. 提出書類

提出書類の様式，その他募集に係る資料は，海田町ホームページからダウンロードしてください。

書類名	提出部数
海田町ネーミングライツ事業応募申込書（様式第1号）	1部
誓約書（様式第2号）	1部
法人等の概要を記載した書類（パンフレット等でも可）	5部
法人等の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）※1	1部
社会貢献活動の実績及び今後の計画を記載した書類	1部
直近の事業年度分の決算報告書（貸借対照表，損益計算書等）及び事業報告書	1部
直近の納税証明書（法人税，消費税及び地方消費税，法人県民税，法人事業税）及び町税を滞納していないことを証明する書類※1※2	1部
愛称に商品名等を使用する場合，当該商品等の概要のわかる書類	1部
ネーミングライツに関する提案がある場合は，その旨を記載した書類	1部
その他町長が必要と認める書類	1部

※1 発行後3か月以内のもの

※2 海田町税が課税されていない場合は，本社所在地の市町村税の納税証明書を提出してください。

※3 提案については，優先交渉者の決定後，町と協議の上で対応可能か判断します。

6. 応募の手続き

(1) 応募方法

提出書類を取りまとめの上，次のいずれかの方法で提出してください。

ア. 郵送

下記の応募先へ書留又は簡易書留により郵送してください。

〒736-8601

広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 企画部 財政経営課

イ. 持参

土曜日，日曜日，祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までに，上記応募先ま

で持参してください。

(2) 応募の辞退

応募申込後に辞退する場合は、応募書類受理後、閉庁日を除く 3 日以内に辞退届（任意様式）を財政経営課に提出してください。

7. 選定方法

(1) 審査方法等

応募申込書の提出があったものについて、随時、「海田町ネーミングライツ・パートナー選定委員会」（以下、「委員会」という。）で審査を行います。委員会では、応募資格、愛称の条件等を満たしているか確認するとともに、次の項目により総合的に審査し、ネーミングライツ・パートナー優先交渉者（以下、「優先交渉者」という。）を選定します。

審査項目	内容	配点
提示条件	ネーミングライツ料	40
	希望協定期間	10
経営の安定性	経営状況 ネーミングライツ料の支払い能力	10
地域貢献等	地域貢献の活動実績及び今後の計画	10
愛称好感度	施設の愛称としてのふさわしさ（親しみやすさ、イメージ整合）	20
加点考慮	町内活動拠点の有無	10

(2) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に書面で通知します。

(3) その他

ア．審査の結果、一定の基準を満たしていないと町が判断した場合は、優先交渉者を選定しない場合があります。

イ．委員会の審査内容は非公開とします。審査結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

8. 優先交渉者との協議

町と優先交渉者は、協定開始日、表示変更の仕様、提案・要望等について協議を行い、

双方の合意に基づき決定するものとします。

なお、協議の過程において、優先交渉者と合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を終了し、次点順位の応募者と協議を行います。

9. 協定の締結

協議に合意した場合、町は優先交渉者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、協議により合意した内容を踏まえて作成した仕様書に基づき協定を締結します。

10. 公表

ネーミングライツ・パートナーと協定を締結したときは、次のとおり公表します。

(1) 公表の内容

- ア. 対象施設等
- イ. 対象施設等の愛称
- ウ. 協定期間
- エ. ネーミングライツ・パートナーの名称
- オ. ネーミングライツ料

(2) 公表の方法

町ホームページ及び広報に掲載するとともに、報道機関等に情報提供を行います。

11. 協定の解除

(1) 協定解除の申し出

ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、理由を明記した申出書（任意様式）を、協定解除を希望する6月前までに町に提出することで、協定の解除を申し出ることができます。

(2) 協定の解除

町は、次のいずれかの場合に協定を解除することができます。

- ア. 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- イ. ネーミングライツ・パートナーが実施要綱第6条各号に掲げる民間事業者該当し、又は該当するおそれがあるとき。
- ウ. ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由

が発生したとき。

エ. ネーミングライツ・パートナーから協定の解除の申し出があったとき。

(3) 解除に伴う費用負担

協定の解除に伴い必要となる看板撤去、標識等の原状回復等の費用については、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。また、協定期間満了前であっても、すでに納付されたネーミングライツ料は返還しません。

1 2. 留意事項

- (1) 応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 応募においては、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守してください。
- (3) 必要に応じて、追加書類の提出を依頼する場合があります。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (5) 提出された書類は、一切返却しません。
- (6) 提出された書類は、海田町情報公開条例（平成17年条例第5号）に基づき、応募者の承諾を得ずに公開することがあります。
- (7) 本命名権と、対象施設利用については無関係のものとし、使用料減免や予約の優先権等は一切発生しないものとします。

1 3. 問い合わせ先

海田町企画部財政経営課財政係（海田町役場3階）

電話 082-823-9201

E-mail zaisei@town.kaita.lg.jp